

年 月 日

- ☐訪問リハビリテーション
- ☐介護予防訪問リハビリテーション
- ☐保険外利用

利用契約書

重要事項説明書

個人情報取扱説明書

利用者： _____ 様

事業所：清風苑 訪問リハビリテーション

利用契約書

(契約の目的)

第1条

清風苑訪問リハビリテーション（以下、「当事業所」という。）は、要支援または要介護状態と認定された者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画」）に基づき、訪問リハビリテーション（以下「サービス」とする）を提供します。またサービスの利用に同意した者（以下「利用者」という）及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この契約の目的とします。

(適用期間)

第2条

1. 本契約は、利用者が当事業所のサービスの利用を開始した日から効力を有します。
2. 利用者は、前項に定める事項のほか、「利用契約書」及び「重要事項説明書」、「個人情報の取扱説明書」の改定が行われない限り、本契約締結をもって、繰り返し当事業所のサービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、介護保険法令改正に伴い、「利用契約書」及び「重要事項説明書」、「個人情報の取扱説明書」の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書を配布する事で契約者の同意を得るものとします。

第3条

1. 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
2. 身元引受人は、利用者が本契約上、当施設に対して負担する一切の債務を極度額150万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は、反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
4. 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びに、これらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者及び身元引受人からの解除)

第4条

利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示することにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、サービスの利用を解除・終了することができます。なおこの場合、利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び担当の介護支援専門員に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

第5条

当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条

1. 利用者は、連帯して当事業所に対し、サービスの対価として、「重要事項説明書」の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。
2. 当事業所は、利用者に対し、前月料金の合計額をお知らせし、これを受けた支払者は、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに、銀行振替又は現金等にてお支払いいただきます。
3. 当事業所は1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第7条

1. 当事業所は、サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条

1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又

は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を「重要事項説明書」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条

1. 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により受診が必要とみる場合、医療機関の診療を依頼することがあります。
2. 前項のほか、サービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第10条

1. 利用者や及び利用者の身元引受人は、当事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当の介護支援専門員に申し出ることができます。又、サービス担当者又は事業所管理者に申し出ることができます。当事業所管理者：田中 稔彦
2. 下記、公的機関においても、苦情申出等ができます。

市町村介護保険窓口

尾張旭市 長寿課介護保険係 TEL：0561-76-8144

瀬戸市 高齢福祉課 TEL：0561-88-2621

長久手市 福祉部長寿課 TEL：0561-56-0613

守山区 福祉課介護保険係 TEL：052-796-4557

名東区 福祉課介護保険係 TEL：052-778-3097

愛知県国民保健団体連合会 介護福祉室 苦情調査係

TEL：052-971-4165

3. 施設は、第三者評価機関によるサービスの質の評価を受審しておりません。

（賠償責任）

第11条

1. サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所がその損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条

この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

清風苑訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規定

（事業の目的）

第1条

医療法人和光会が開設する介護老人保健施設清風苑が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所の理学療法士等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- 3 事業の提供に当たって、要介護者（要支援者）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 事業所名称 清風苑 訪問リハビリテーション
- 2 所在地 愛知県尾張旭市東印場町二反田282-2

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者（医師） 1名

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（2）理学療法士等 1名以上

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日を月曜日から金曜日とする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 2 営業時間を午前8時30分から午後5時30分とする。
- 3 サービス提供時間帯を午前9時00分～午後5時00分とする。
- 4 事業所のやむを得ない都合等により提供が困難な場合は曜日・時間を限定して提供することがある

(事業の内容)

第6条

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条

- 1 通常の事業の実施地域は、尾張旭市、瀬戸市、長久手市、名古屋市守山区、名古屋市名東区を区域とする。
- 2 事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は場所を限定して提供することがある

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の実施地域を超える地から、1キロメートルあたり100円を徴収する。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条

この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、理学療法士等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

第11条

- 1 社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修：年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人和光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。